

福岡県公報

令和五年二月二十八日
第三百七十七号
増刊 ①

目次

告示 (第百十五号)

○福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示 (会計管理局会計課) …………… 一

人事委員会

○福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) …………… 一

再掲

○福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局任用課) …………… 二

告示

福岡県告示第百十五号

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年二月二十八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示 (昭和三十九年四月福岡県告示第百二十号) の一部を次のように改正する。

第三条の表中

公文書館 保健環境研究所 食肉衛生検査所 工業技術センタ	太宰府高等学校 福岡農業高等学校 武蔵台高等学校 筑紫高等学校	筑紫野警 察署	〃 二日市支店
---------------------------------------	--	------------	------------

公文書館 保健環境研究所 食肉衛生検査所 工業技術センタ	福岡視覚特別支援学校 福岡高等視覚特別支援学校 特別支援学校「福岡高等学園」	筑紫野警 察署	〃 朝倉街道支店
---------------------------------------	--	------------	-------------

公文書館 保健環境研究所 食肉衛生検査所 工業技術センタ	太宰府高等学校 福岡農業高等学校 武蔵台高等学校	筑紫野警 察署	〃 二日市支店
	筑紫高等学校 福岡視覚特別支援学校 福岡高等視覚特別支援学校 特別支援学校「福岡高等学園」		〃 朝倉街道支店

附則

この告示は、令和五年三月一日から施行する。

人事委員会

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年二月二十八日

福岡県人事委員会規則第十七号

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第六の備考第二項中「~~福岡県職員採用I類試験~~」を「~~福岡県職員採用I類試験~~及び~~福岡県職員採用I類試験（早期採用）~~」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年二月十六日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第十六号

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員に関する規則（平成元年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

- 第四条第一項第一号の次に次の一号を加える。
 - 一の二 福岡県職員採用I類試験（早期採用）
- 別表第一中福岡県職員採用I類試験の項の次に次のように加える。

福岡県職員採用I類試験（早期採用）	行政職給料表の職務の級	行政	福岡県職員採用I類試験の行政の試験区
一級の職のうち大学卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする職			分の対象となる職に対応した職

別表第二中

福岡県職員採用I類試験	すべての試験区分	教養試験 専門試験 論文試験 人物試験 資格調査	大学卒業程度
-------------	----------	--------------------------------------	--------

を

福岡県職員採用I類試験	すべての試験区分	教養試験 専門試験 論文試験 人物試験 資格調査	大学卒業程度
-------------	----------	--------------------------------------	--------

に

改める。

別表第三中福岡県職員採用I類試験の項の次に次のように加える。

福岡県職員採用I類試験（早期採用）	一 当該年度の初日の前日における年齢が二十二歳以上三十歳未満の者 二 当該年度の初日の前日における年齢が二十二歳未満の者であつて、大学を卒業した者
-------------------	--

別表第四第二号中「、准看護師の職」を削り、同表第五号中「航空従事者の職」の下に「、財務捜査官の職」を加え、同表第八号中「、歯科衛生士の職、歯科技工士の職」を削り、「消防教官の職」の下に「、文化財専門技師の職、心理カウンセラーの職、通訳の職、建築士の職、心理測定員の職」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。